

# 関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

2001.5.10発行〈通巻第305号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 全面勝訴！自治労豊中市職指曲がり症裁判  
過重性基準否定する画期的な判決  
地公災基金は控訴せず ..... 2
- 前線から(ニュース) ..... 24  
オールデサント労組が学習会 季節の繁忙と営業職の労働時間  
管理 大阪-東京/連合近畿労働安全衛生センター 8月発足  
へ準備進む 大阪/鑄鉄スクラップ工場での労災事件が和解  
労災隠しに負けずに補償を獲得 滋賀

4月の新聞記事から/27  
表紙/指曲がり症裁判判決後の記者会見(4/25)左から大沢龍司弁護士、  
原告の西田初代さん、宮崎美弥子さん、平方かおる弁護士

# 全面勝訴！

## 自治労豊中市職指曲がり症裁判

### 過重性基準否定する画期的な判決 地公災基金は控訴せず

豊中市給食センターの元調理員で自治労豊中市職の組合員2名を原告として、1977年から取り組まれていた変形性手指関節症（以下、指曲がり症）公務外認定取消訴訟の判決が4月25日午前10時から大阪地裁809号法廷で言い渡された。

松本哲泓裁判長（第5民事部）は被告・地公災基金大阪府支部が行った公務外認定処分は違法であるとしてこれを取り消した。地公災基金（以下、基金）支部は霞ヶ関にある基金本部の判断に基づき控訴を断念し原告勝訴判決が確定した。（表1「原告及び判決に至る経過の概要」参照）

判決は地公災基金が作成し運用していた認定基準を採用せず、原告の指曲がり症は公務によるものと判断。事実上地公災基金による認定基準を（完全とはいえないが）否定した。

また、同じ大阪地裁第5民事部で同時進行していた後発（1999年提訴）の堺市学校給食調理員3名を原告とする訴訟の判決も5月23日に下され原告勝訴となった。

堺市のケースは豊中市と異なり単独調理

場のケースだった（ただし、1名については一部期間にセンター従事）。したがって、両判決を合わせると、これで学校給食調理員全体の指曲がり症公務外に関する司法判断が示されたことになる。ちなみに両判決に照らせば、過去において「公務外」とされてきた給食調理員の多数が公務上と判断されることになるのはもちろん、現在や将来の認定幅を拡大する画期的な内容となった。

すでに豊中訴訟については被告は控訴を断念、一方、堺市のケースを控訴するかどうかは現段階では不明だが、あえてこれを控訴する理屈はなかろう。常識的に考えて、今後の指曲がり症の認定は、最低、大阪地裁判決を基準とせざるを得なくなったわけで、基金にとっては厳しい局面となった。

現在の地公災基金や不服審査会の指曲がり症への対応は、「公務上外認定」、「障害認定」の双方において、制限的、非科学的で論理性のないものとなっている。今回の大阪地裁判決は、そうした現状を転換させる大きな契機を与えた。

基金支部による不当な公務外認定処分、

表1 原告及び判決に至る経過の概要

原告	西田初代さん (提訴時 64 歳)	宮崎美弥子さん (提訴時 58 歳)
職歴	1970年9月(採用)から1992年3月(退職)まで豊中市市立給食センターに勤務。	1974年5月(採用)から1993年3月(配置転換)まで豊中市立学校給食センターに勤務し、1999年3月定年退職。
疾病名	両手指変形性手指関節症、両手指スナップ変形、ヘバーデン結節 ※認定申請上の病名	両手指変形性関節症、ヘバーデン結節 ※認定申請上の病名
病歴	1980年頃から両示・小指第1関節、左小指第2関節の腫れ、変形。 1983年頃から調理作業中の痛み。 1986年3月頃に市立豊中病院で「両手指変形」と診断。 1988年12月、労働組合の自主健診において松浦診療所で「両手指変形性関節症、両手指スナップ変形」と診断。 1989年1月、市立豊中病院で「ヘバーデン結節」の診断。	1985年頃から左示指第1関節に痛みと腫れ。 1986年頃に市立豊中病院で「ヘパ-デン結節(左手)」と診断。 1988年ころから左中指、同小指が痛みだし、同病院で「両ヘバーデン結節」と診断。 1988年12月、労働組合の自主健診において「両手指変形性関節症」と診断。 1989年1月、市立豊中病院で「ヘバーデン結節」と診断。
公災認定請求から提訴・判決まで	1990年5月31日 地方公務員災害補償基金大阪府支部に公務災害認定請求 1993年1月13日 同支部、公務外認定処分 1996年8月7日 同支部審査会、審査請求棄却 1997年5月14日(6月10日付本人へ通知送達) 地公災基金審査会、再審査請求棄却 1997年9月8日 大阪地裁へ公務外認定処分取消求め提訴(被告:地公災基金大阪府支部長山田勇) 2001年4月25日 大阪地裁勝訴判決	1990年6月1日 地方公務員災害補償基金大阪府支部に公務災害認定請求 1993年1月13日 同支部、公務外認定処分 1996年8月7日 同支部審査会、審査請求棄却 1997年5月14日(6月10日付本人へ通知送達) 地公災基金審査会、再審査請求棄却 1997年9月8日 大阪地裁へ公務外認定処分取消求め提訴(被告:地公災基金大阪府支部長山田勇) 2001年4月25日 大阪地裁勝訴判決

それにつづく基金支部審査会、さらに基金本部審査会の不服審査請求棄却裁決に対して決してあきらめることなく行政訴訟に踏み切り頑張ってきた両原告、原告を励ましながら果敢に裁判闘争を決意しこれを推進した豊中市職、そして自治労大阪府本部、支援傍聴に毎回参加された大阪市学給労など関係単組のみなさん、原告の主治医で裁判の証人としても出廷された田島隆興先生と診療所スタッフ、医学資料の収集、検討に協力していただいた若手の先生方、疫学意見書を提出していただいた岡山大学の津

田敏秀先生、そして5名の弁護士、そのほかアドバイスや励ましをいただいた様々な方々、たくさんの力を合わせて勝ち取った判決だった。

### 原処分取消

この裁判の目的は、基金が行った原告に対する公務外認定処分の取消を勝ち取ること、それを通じて基金が採用し運用している「認定基準」を粉砕することであった。どうなれば「粉砕」と言えるか。

「給食調理員に生じた指曲がり症は原則としてすべて公務上疾病とするべきである」との司法判断の獲得である。

判決では公務外認定処分は取り消され、認定基準完全粉碎までには至らなかったものの、あとで述べるように大きな前進が勝ち取られた。何よりも、頑張ってきた原告に報いるため、豊中市職、自治労大阪府本部は、判決直後から地公災基金大阪府支部、同本部（東京）に対して直接控訴断念を強く申し入れた。全国の自治労傘下組合にも基金に対する控訴断念を求めての打電要請が行われた。そして、基金本部は控訴期限の前日、次のコメントを発表し控訴断念を明らかにした。

「平成13年4月25日に大阪地方裁判所において判決言い渡しがあった西田初代・宮崎美弥子事案については、公務外災害と認

定した地公災基金の主張が認められませんが、公務起因性の基本的考え方は基金の主張に沿ったものであることなどから、関係者とも協議のうえ総合的に検討した結果、控訴しないこととしました。基金としては、今後とも適正な事務の執行に努力し、迅速かつ公正な補償を行ってまいりたいと考えております。」

## 認定基準

指曲がり症の認定基準は法律で決められたものではない、基金の内部規定だ。この内部規定に基づく公務上外認定処分取消を求めたのが今回の訴訟であった。

一般的に、職業性疾患の業務上外に関して通達や通知で認定基準が明示されている場合に、その認定基準によって業務外認定

### 西田初代さん、宮崎美弥子さんの裁判勝利を祝う！

#### ●田島隆興先生（ひまわり医療生協・田島診療所）

両名は、「指曲がり症」を公務災害として、認定するように求めた最初の請求者100余名（全国）のうちの2名である。

1988年に請求のために私達の診察を受け、1990年に請求されました。公務外と判断されたのは、1993年でした。この時点で既に3年の月日が費やされています。

この判断をひっくり返すために、裁判を含めて更に8年かかりました。合計11年です。

西田初代さんは既に退職され、宮崎さんも2年前に定年となりました。

先ず、この両名に11年間よく頑張ってお礼を言いたいと思います。豊中市職員組合にも多大の労力を省みずよくこの両名を支えて下さったとお礼を言いたいと思います。

この裁判の勝利が、学校給食調理員の「指曲がり症」の公務上認定のために今後どれだけおおきな力になるか？ということは、計りしれません。

戦後の学校給食を支え、小学生の体力向上のため「縁の下の力持ち」として働いて下さったあげくが両手指の疼痛と変形ということでは、給食のお世話になった私達の良心が疼きます。

処分が行われ、その取消を求めて裁判で争うとしよう。認定基準はあくまで内部規定なので裁判所は独自に業務上外を判断するのが原則であるとはいえ、多くの場合は、認定基準は重みをもつ。

業務外認定処分の取消を認める原告勝訴の判決の場合でも、通達自体の違法性を認定しそれに基づいて問題となった個別の業務外処分の違法性を認定するというケースはなぜか非常にまれだ。通達の違法性については言及せずに個別処分の違法性を認定したり、通達に盛り込まれた認定の考え方をふまえながら認定幅の拡大という枠組みで個別処分の違法性を認定するという場合がほとんどだ。

今回の指曲がり症の場合、認定基準は通常の「通知」という形の公文書になっていない。したがって、裁判上は、まず、それを文

書上で基金に明示させること、その上で、その認定基準が問題であることを明らかにし、それを裁判所に認めさせ、その論理に立って個別原告に対する公務外処分の違法性を認定させ、処分取消を勝ち取ることを目指すことになった。裁判所が、その内部規定そのものを基金の裁量権の逸脱として違法であるとすれば最高、そこまでいかなくても、事実上採用しなければ、その不採用の程度によってこちらの目標の達成度が決まるということになる。

さて、原告側の要求に応じ、基金は指曲がり症の公務上外の認定にあたって内部運用基準をもっていることを法廷に明らかにした(1998年6月17日付被告準備書面)。ただ、これはこちらがこれまで関知していた内容とはやや異なっていた。

当センターは1988年の自治労指曲が

裁判にまでもつれ込んだのは、お二人が単独校ではなく給食センターで働いていたことと無縁ではありません。単独校では一人当たり200食、10年間勤務ということが曲がりなりに公務上認定の判断基準として提起されていますが、センターの基準は「全国と同規模センターよりも調理員一人当たりの給食数が著しく多いこと」という何の根拠もない条件が付けられていました。今回の裁判の勝利は、直接的にはこの条件が何の意味もないことを示したわけですが、同時に単独校の公務上、外の判断にも影響を及ぼしています。

この4月尼崎市の請求者7名に対する公務上、外の判断が届きましたが、公務外とされ

た方々の理由として従来は200食、10年間の基準を越えていたにもかかわらず、過重な業務とは認められないという木で鼻を括ったような文言が一律に並べられていましたが、今回は「変形性関節症」の程度が軽いということが一律に並べられていました。自分たちの作った基準を自分たちで破っていたことが、この裁判で取り繕うことが出来なくなったため、今回は症状の程度という問題にすり替えようということでしょう。

私達には、悪あがきとしか映りませんし、せいせい頑張って下さいというしかありませんが、調理員さん達のエネルギーは、官僚の自己保身のための小手先の言葉などすぐに吹き飛ばして下さると確信しております。

り症公災一斉請求闘争時からかかわってきているが、これに対する第1次一斉認定結果のなかで本件被告である基金大阪府支部によって、本件原告を含む7名（豊中市職、高槻市職）が不当にもすべて「公務外」とされた。このとき、高槻市役所でおこなわれた当該処分に関する公務外理由の説明において基金支部担当者からメモが示され、「これをもって公務上外を判断しました」との説明を受けた。

前者が表2の左段、後者が右段である。

左から右へ、内容が変化していることがわかる。時間的な関係から、1988年に開始された一斉請求に対しての認定は右の基準で行われたはずであり、本件原告の場合も右の基準が適用されたと考えられる。単独調理場とセンター調理場を分け、単独調理場には細かい要件設定がなされている。なぜ当時のものと異なるものを基金が示してきたのかその理由は定かではない。

ただ基本構造は同じで、大きくは「中災防報告の目安」の部分と「過重性基準」の部分に分かれる。（以下は、左段のものを念頭において述べる。）

中災防報告とは、指曲がり症の大量一斉認定申請を受けた基金が認定のための基礎資料を得る目的で、中央労働災害防止協会に委託して行われた「学校等給食施設における給食調理員の勤務実態等に関する労働衛生学的調査結果報告書」を指す。

「中災防報告の目安」とは、表2の左段の要件(1)と(2)「経験年数が10年超、総調理食数(経験年数の各年ごとに、一給食日の給食調理員一人あたりの平均給食調理食

数を算出し、これを全経験年数分合計して得られた数値)が2000食超」の部分。中災防報告は結論において、変形性手指関節症と給食調理作業との関連を認め、具体的に発症させやすくする作業負荷の目安として総調理食数2001食以上で、かつ、経験年数11年以上だと指摘している。

「過重性基準」とは、同じく要件(3)と(4)。同じ調理場に働いている場合、一人持ち食数が異なることはふつう考えられないので要件(4)は実際上問題にならない。問題となるのは(3)だ。

ある意味シンプルな認定基準といえる。

## 「過重性基準」否定

判決は、「中災防報告の目安」の合理性については認めた。（ただし、「あくまでも目安」として絶対のものとはしていない。この点を含め「中災防報告の目安」を巡る議論についてはあとで述べる。）

しかし、一方の「過重性基準」は明確に否定した。つまり、とりえず中災防報告の目安を超えていれば、原則として公務起因性を認める、というのだ。ここが、本判決のもっとも重要な点で、なぜ、そういうことになったのかを述べる前に、実際の数字をみていただくと、その重要度がわかる。

給食調理作業の手指への労働負担を示す指標としては、経験年数、平均調理食数(調理員一人あたりの一日平均調理食数)、総調理食数(各年度の平均調理食数の合計)が用いられるのが一般的になっている。

原告のこれらの数値について表3「原告

表2 基金の示してきた指曲がり症の公務上外に関する認定基準

被告準備書面（1998年6月17日付）	公務外理由説明時の基金支部のメモ（1993年2月）
<p>(1)給食調理員としての経験年数が10年を超えていること。</p> <p>(2)給食調理業務に従事した施設について、同人の経験年数の各年ごとに、一給食日の給食調理員一人あたりの平均給食調理食数を算出し、これを全経験年数分合計して得られた数値（総調理食数）が2000食を超えていること。</p> <p>(3)当該職員が給食調理業務に従事した施設における平均調理食数が、全国における同程度の規模の施設における平均調理食数を超える年度数が当該職員の半数以上に及んでいるか、それに準じる著しい公務過重の状況であるといえる特段の事情があると客観的に認められること。</p> <p>(4)当該職員が所属した各学校給食調理施設において、当該施設における給食調理員の平均を下回らない程度の業務量・業務時間数、給食調理業務に従事していたと認められること。</p>	<p>いわゆる「指曲がり症」の公務上認定の考え方（前提）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医学的に明らかに手指の変形性手指関節症であると認められること。 （単独校）</li> <li>2 単独校にあつては、採用から確定診断までの調理業務従事年数（以下「経験年数」という。）が10年を、各年度の一人一日当たり調理食数（以下「平均調理食数」という。）の合計（以下「総調理食数」という。）が2000食をそれぞれ超え、かつ、総調理食数を経験年数で除して得た数値（以下「総平均調理食数」という。）が200を超えること。ただし、調理業務に従事した施設と同程度の規模の施設に比べて平均調理食数が少ない場合を除く。</li> <li>3 前項にかかわらず、単独校について経験年数が10年を超え、総調理食数が2000食を超える場合において、総平均調理食数が、200以下である者については、採用から確定診断までに次の要件のいずれかを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調理業務に従事した各年度において、平均調理食数が200を超える年度が相当数あること。ただし、調理業務に従事した施設と同程度の規模の施設に比べて平均調理食数が少ない場合を除く。</li> <li>(2) 調理業務に従事した施設と同程度の規模の施設に比べ、平均調理食数が著しく多い年度が相当数あること。</li> <li>(3) 作業施設・作業環境等について、著しい公務過重の状況が認められる年度が相当数あること。 （給食センター）</li> </ol> </li> <li>4 給食センターにあつては、経験年数が10年を超え、総調理食数が2000食を超えるとともに、次の要件のいずれかを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調理業務に従事した施設と同程度の規模の施設に比べ、平均調理食数が著しく多い年度が相当数あること。</li> <li>(2) 作業施設・作業環境等について、著しい公務過重の状況が認められる年度が相当数あること。</li> </ol> </li> </ol>

の平均調理食数一覧表」に示す。

表3の中の「全国平均」とは、認定基準上の要件(3)にある「全国における同程度の規模の施設における平均調理食数」のことで、「学校給食要覧」(日本体育・学校健康センター編)の数値から求められたものだ(この平均値自体、妥当性に問題があるがここでは触れない)。全国平均の数字が算出不能である年度も多数あるが、比較可能とされる年度における数値をみてみると、要件(3)を満たしていないことが明らかだ。

判決は次のように述べて要件(3)、(4)を明確に否定した。

「他方、被告は、中災防報告のいう目安を参考として、それらを満たしたうえ、なお、

当該職員の平均調理食数が、全国の同等規模施設における平均調理食数を超える年度数が当該職員の経験年数の半数以上に及ぶことなどを公務上認定の運用基準にしているなどというのであるが、これは、詰まるところ、全国の平均的な水準以下の給食調理業務に従事している限りでは変形性手指関節症発症の危険につながるような公務過重には至っていないという前提に立つものというべきである。しかるに、被告からは全国の平均水準以下の給食調理業務では変形性手指関節症の危険を内在しないという科学的な根拠は主張されていないし、これを認めるに足る証拠もない。」

一般人に比べて過度の手指負担作業をしている給食調理員集団全体に指曲がり症が多発

している事実を前にしながら、「しかるに」にはじまる最後の一文にある「科学的根拠」は、提示することは不可能、この一節は基金の認定基準とその「根拠」に関する主張の矛盾を一言で表現したと言っても過言ではない。

### 単独校も同様、「200食」基準も否定

堺市の勝訴判決でも同様の論理構成がとられた。

しかも、表4「堺市訴訟原告の平均調理食数一覧表」をみると、単独校における各年度の平均調理食数はす

表3 原告の平均調理食数一覧表 (判決文および別紙より作成)

年度	西田さん		宮崎さん		全国平均(食)
	平均調理食数(食)	総調理食数 中間合計(食)	平均調理食数(食)	総調理食数 中間合計(食)	
70	186				
71	389				381
72	369				
73	364				450
74	346		346		358
75	316		316		
76	324		312		
77	324		326		
78	321		318		
79	331	3270	325		
80	318		323		
81	319		313		
82	308		314		389
83	289		308		
84	281		285	3486	273
85	304		308		345
86	293		308		
87	294		295		387
88	288	5964	279	4676	
89	284		278		
90	282		286		
★79年(手指の異常自覚する前年)まで 勤続年数 : 10年6ヶ月 総調理食数 : 3270食		★84年(手指の異常自覚する前年)まで 勤続年数 : 11年 総調理食数 : 3486食			
★本件疾病診断時(88年12月) 勤続年数 : 17年超 総調理食数 : 約6000食		★本件疾病診断時(88年12月) 勤続年数 : 13年超 総調理食数 : 4500食超			

◇「全国平均」の空欄はデータなし。



べて200食を下回っており、今回の判決は表2の右段にある単独校の場合の「200食」基準をも(結果的に)明確に否定するものとなった。単独校における「200食」基準が今も生きていのかどうか。堺市裁判の法廷に豊中市のケースと同一の認定基準が文書提示されているため、これについては定かではない。

児童数の減少とともに全国的に平均調理食数は減少傾向にあり、「200食」を下回る場合が大半となった近年、この「200食」基準を適用

すれば単独校で発症した指曲がり症は事実上認定不可能となる。つまり、単独校に公式には「指曲がり症は存在しない」とされるのだ。

基金が「200食」基準を出さなかったのは、あまりに不合理な「過重性基準」を課していることを裁判所に知られるのを避けたかったのかもしれない。もちろん、平均調理食数減少の趨勢の中で、すでに「200食」基準を取らなくなっている(とる必要がなくなっている)ということかもしれない。が、裏では未だに生きた基準として運用している可能性も否定できない。その意味で、堺市のケースがすべての年度で200食を

表4 堺市原告3名の平均調理食数一覧表(判決文および同別紙より作成)

年度	Aさん		Bさん		Cさん	
	平均調理食数(食)	全国平均(食)	平均調理食数(食)	全国平均(食)	平均調理食数(食)	全国平均(食)
73	180	221	155	185		
74	182	223	155	184		
75	159		153		*198	
76	157	216	195	177	*222	284
77	157		191		*225	
78	164	219	190	172	*224	265
79	157	222	199	172	*217	286
80	172	222	168	172	*220	295
81	181	191	180	206	189	171
82	181	184	178	206	183	184
83	145	172	171	205	165	186
84	162	169	185	208	175	183
85	187	168	172	181	183	181
86	163	137	171	178	188	198
87	148	137	155	179	190	198
88	156	182	150	167	171	196
89	174	165	150	165	71	88
90	125	137	147	163	69	85
91	162	113	142	164	159	113
92	152	111	138	165	122	111
93	137	110	137	135	120	110
94	94	81	170	134	153	110
95	94	84			159	108

★手指の変形を自覚  
78年：経験6年  
★本件疾病診断時  
(95年12月)  
勤続年数：22年6月余  
総調理食数：約3540食

★手指の変形を自覚  
78年：経験5年  
★本件疾病診断時  
(94年10月)  
勤続年数：21年6月余  
総調理食数：約3560食

★最初の「指曲がり症」診断時(82年)  
★本件疾病診断時  
(96年2月)  
勤続年数：約21年  
総調理食数：約3600食

\*給食センターに在職。これ以外は単独調理場。  
◇「全国平均」の空欄はデータなし。

下回っていたことを銘記することは重要と考えられる。

### 公務外認定は多くが公務上相当

大阪地裁判決のいうように「中災防報告の目安」だけを、過去の公務外認定事例に適用するとどうなるだろうか。

まず、豊中市と同時に基金大阪府支部から公務外とされ、審査請求、再審査請求でも公務外とされ、やむなく提訴は断念した高槻市の4名のケースは、何の問題もなく公務上と判断されることになる(表5)。

自治労のまとめによると、1988年以

降の一斉請求運動の中での165件の請求のうち71件が公務上認定された(自治労以外では、8件請求中2件認定)。一斉請求以降については、73件の請求のうち26件が認定されている(ただし、結果が不明なものがあるので、残りの47件がすべて公務外というわけではない)。

最初の165件のうち公務外とされたのは94件。その中で単独校・センターの学校給食にだけ従事経験があるか、あるいは、ほとんど学校給食だけに従事していて、かつ過去の経験年数と総調理食数のわかる事例についてを調べてみると、この条件に該当するのは52件(豊中市の原告2名と上記の高槻市の4名が含まれる)。そのうちの約8割にあたる41件が「中災防報告の目安」、すなわち「経験年数10年超、総調理食数2000食超」を満たしている。その41件について、経験年数の平均は19年(最小値12年～最大値29年)、総調理食数の平均は3587食(最小値2025食～最大値6447食)だった。

一斉請求以降の73件についての経験年数、食数のデータはここでは不明なので同様の推測は行うことはできないが、よく似

表5 高槻市調理員4名の経験年数、総調理食数

	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん
疾病診断時(88年12月)迄の従事年数	16年	13年	20年	20年
総調理食数	2674	2189	3678	3461

た状況と思われる。

さてここで疑問なのは、認定申請の診断時において「中災防報告の目安」をクリアしていたとしても、もっと初期において症状が出始めているのが通常であり、この症状の開始時期や初めの医療行為時期が「中災防報告の目安」より前の時期にあった場合どうなるのかということだろう。

この点、豊中市のケースでは初めの症状自覚時期においてすでに「中災防報告の目安」を超えていた。一方、堺市のケースでは従事開始5年ないし6年で症状を自覚していたが、判決では次のように判断し何ら問題としなかった。

「原告が最初に手指関節の変形に気付いたのは昭和53年であり、給食調理員としての経験が5年程度の時期であって、発症時期が早いということはいえるが、当初の症状は右中指だけで軽微であったものが給食調理員を継続している中で徐々に他の手指

●大澤龍司弁護士(原告弁護士)

本件訴訟は、旧労働省の外郭団体である中央災害防止協会の出した指曲がりの認定基準の相当性を争うものでした。

地方公務員災害基金は、「加重性の理論」でこの基準を更に加重したのにたいして、弁護士としては、疫学的検討を根拠に中央災害防

止協会の基準は重すぎということで争っていました。

判決は、結局、この協会の基準に依拠したものになり、患者側が勝訴したものの、判決内容には不満が残ります。

ただ、今は、早期に確定したことを素直に喜び、ホッとしています。

にも及び疼痛等も増悪したことが認められ、原告に右発症の原因となる要因が認められないことからすれば、経験則上、その間の因果関係を肯定するのが相当というべきである。」

後述するように、判決は「中災防報告の目安」を「単なる目安」と述べ、これに達しない場合も公務上とされる可能性を認めている。初発時期が「中災防報告の目安」よりも早いことを問題視しないことと「単なる目安」とするこうした見解とは、指曲がり症の公務起因性を積極的に認定しようとする裁判所の姿勢からの軌を一にした考え方といえるだろう。

### 公務内在危険の現実化とは？

以上のように、大阪地裁判決の影響は大きいと予想される。

そこで、判決が、どのような文脈で基金の「過重性基準」を否定したのかを以下にみえる。

まず、一般的な「公務上外の認定基準について」判決は、「公務と災害との相当因果関係を肯定するためには、公務に内在または随伴する危険が現実化して当該疾病を発症または増悪させたと認められることが必要

というべきである」とし、証明の程度については「このような訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を検討し、特定の事実が特定の結果を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである」とした。

問題は「どのような場合に公務内在危険が現実化したと認められるか」という点だ。

基金は、一般的な同種同等の給食調理員において通常予想される範囲の職務上の負荷を著しく越えることが必要であるとの考えに立っている。上記の認定基準の根っこにはこの考え方がある。しかし、こうした公務過重性論は基本的に間違っていると原告側は次のように批判した。

「翻って考えれば、過重性を要求する議論はある仮定の上に立って成立しているように思われる。

その仮定とは、通常量の仕事を通常どおり行っているかぎり、職務に起因する疾病は発生しないというものである。およそ、職場で標準的に仕事をしている限り、職務に起因する疾患など発生してはならない、

#### ●位田浩弁護士（原告弁護士）

本判決は、被告基金が主張してきた「相対的  
有力原因説」を採用せず、「公務内在危険現実化説」に立って、原告らが従事してきた給食調理業務と指曲がり症との因果関係を認めた。

最近の新しい裁判例の流れに沿うものであ

るが、どの説に立つとしても、因果関係の有無をどのようにして判断するのが、問われる。それを定量的に証明しうる疫学的因果関係の考え方がもっと裁判に浸透していく必要があると思う。

現に発生しないはずだというものである。

このような仮定に立てば、仮に職務に起因した疾病が発生したとすれば、それは、通常の業務以上の過重な業務があったため—これが過重性論である—か、異常な事態が発生したためであるということになる。

確かに通常の業務に従事しただけで業務に起因する疾病が発生することは望ましくないであろうし、このような業務内容はただちに改善するべきであろう。

しかし、問題は、当該業務に通常に従事している場合には、業務に起因する疾病が、発生しないのだという仮定が、果して成り立つかどうかである。

「公務過重性」の要件を満たさない程度の給食調理業務には、変形性手指関節症を発症させる危険性が内在していない、あるいは随伴していないという点が明らかになるのであれば、被告の主張する過重性の議論も成り立つ余地がある。しかし、この点の具体的な立証は全くなされていない。

換言すれば、過重性の主張は、業務に内在する危険がないという場合にのみ初めて適用されるべきであるともいえるかもしれな

い。

いうまでもないが、業務に内在する危険性については、疫学の専門分野であり、本件においても後述のように、疫学的観点からみても、変形性手指関節症と給食調理業務との間には因果関係が明らかである以上、業務に多大の危険が内在するものというべきであって、過重性の主張はその前提を欠いているというべきである。

念のために言えば、病理学的な観点から言っても、後記（発症原因・病像論）のとおり、変形性手指関節症は、指節間関節への過度の負荷、筋力の低下、指関節の通常とは異なる方向への屈曲などによって生じるのである。そして、給食調理業務は、後記（労働負担論）のとおり、それ自体、通常、両手指に過度の負荷のかかる作業の繰り返しで占められ、給食調理業務における動作の多くは両手指を頻繁に使うものであることからすれば、通常の給食調理業務自体が変形性手指関節症を発症させる危険性のある作業で占められているといえるのである。したがって、この病理学的な観点からみても給食調理業務自体に変形性手指関節症を発生

●竹下政行弁護士（原告弁護団）

原告の皆さんはじめ本訴訟を支えてこられた自治労及び安全センターなどの方々にお慶びを申し上げます。

相手方は、本訴判決後早々に控訴断念のコメントを出したということですが、審査請求、再審査請求及び本件審理に費やした長年月を一体どのようにして償おうというのでしょうか。

ともあれ運動の力によって勝ち取られた成果を定着させ、さらに広範囲・高次元のものに発展されていかれることこそ肝要かと思えます。更なるご活躍を祈念いたします。

●高木甫弁護士（原告弁護団）

ここで控訴しないならはじめから認定するのが筋というものではないか。

させる危険が内在している以上、その制度趣旨からしても、公務過重性の要件をことさら要求して、災害補償による救済の道を閉ざす理由はない。」(原告最終準備書面)

判決はこうした原告の主張をほぼ取り入れたものとなった。

## 「指曲がり症」なのか？

基金は原告の症状が変形性手指関節症(指曲がり症)ではない疑いがあると主張した。「ママさんバレーでの突き指」とか「慢性関節リュウマチ」が原因だというのだ。請求時に主治医だけでなく、豊中市民病院でも「両手指変形」「ヘバーデン結節」と診断されてされているのだからまさに「珍説」だった。

判決は、主治医田島医師の証言や提出された各証拠に基づき「疑い」を一蹴した。リュウマチではないことは各種検査結果やレントゲン写真からも明らかで、被告側証人の梁瀬医師でさえレントゲン写真をみて「変形性手指関節症」だとしたのだから、当然の成り行きだった。また、西田さんはスワンネック変形をきたして公災請求の疾病名に加えていた。基金は「慢性関節リュウマ

チ等の可能性」としたが、これについても判決は、指曲がり症と同じ原因か指曲がり症を原因として生じたものであると判断した。

## 力学的負荷は原因か？

指曲がり症は間違いない。では、公務としての給食調理作業に指曲がり症の危険性(内在危険)はあるのか、ないのか、あるとすればどの程度なのか。

まず、「力学的負荷」が原因かどうかという点。

基金は、力学的負荷以外の様々な原因をあげてきた。それらを判決は「力学的負荷以外に主原因を求めめる見解」(加齢説、遺伝要因説、酵素説、軟骨細胞説など)として「手指への力学的負荷を主たる原因とする見解」(指節間関節にかかる力学的負荷により、指関節の異常屈曲とその反復による筋肉疲労などの結果、関節軟骨、さらに軟骨化骨が破壊され変形性手指関節症が発症する)に對置して整理した。

その上で、「変形性手指関節症の発症原因には未解明な部分が少なくなく、一方には外部からの力学的ストレスが発症の主たる原因であることを否定する見解もあること

### ●平方かある弁護士(原告弁護団)

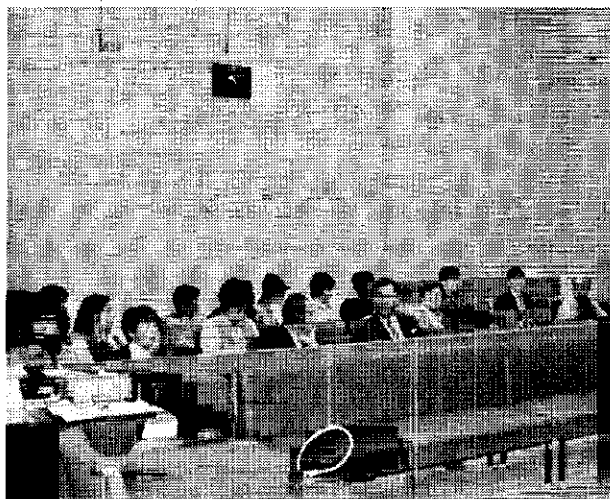
印象に残ったのは尋問準備の時の宮崎さんの話でした。

「私らの世代は、とにかく一生懸命働きなさいと教えられて大きくなった。だから一生懸命働いて指曲がりになった。指はズキズキズキズキ痛んでつらかった。でも、もっとつら

かったのは、それで仕事が思うようにできなくて同僚に迷惑をかけてしまうと思ったこと。指の痛みよりも精神的な苦痛の方が大きかった。」

宮崎さんは何度も何度も私にそう話してくれました。

勝訴できて本当によかった。



判決日、傍聴に訪れた人々

は認められるが、それらの見解も主たる発症原因をいかに理解するかについては内部で統一するところがない状態であって未だいずれも一般的な承認を得るに至っているとはいえない。」と、力学的負荷以外の原因論からは力学的負荷原因論は否定できないとした。

そして、「力学的負荷が発症原因になるという見解は、変形性手指関節症の病像(前記事実のとおりであり、これには争いが無い。)とも矛盾はないし、事務職員に比して給食調理員には手指変形有所見率が有意に高いとの甲田や上野らの報告、三〇歳代から六〇歳代までの給食調理員のヘバーデン結節陽性率が一般人口中における陽性率より明らかに高率であるとの藤澤の報告、変形性手指関節症の発症に調理食数や経験年数の関与が考えられるという中災防報告、さらには、前記二(二)に認定の発症後も症状悪化の進行し続ける例が相当割合を占めるとの薄井らの報告にあるような単なる退行性変化というのみでは説明しにくい事態を

も統一的に説明し得るのであって、発症原因に関する現時点での医学的な解明状況等に照らすと、手指に対する力学的負荷を発症原因とする右の見解を根拠のないものとすることはできない。」と指曲がり症の病像、各種疫学調査報告、臨床研究から力学的負荷は原因となりえることを積極的に認定した。

力学的負荷は原因でないとする主張には被告側証人の梁瀬医師が一役買ったが反対尋問でその主張の薄弱さを暴露された上、調理作業が家事労働よりはるかに負担となること認め、手指へ負担が原因ではないとも言い切れず、結果として基金の主張の矛盾を指摘してしまった。力学的負荷が原因となることは各教科書(梁瀬証人の書いたものにも)にも明記されているし、そもそも指曲がり症が一般的には多要因であることは原告側は認めていたから、「力学的負荷が原因とならない」ことなど基金にとって立証のしようもなかった。

言えば言うほどウソになるわけで、基金は完全に「ハマった」。

基金による指曲がり症の公務上認定事例が少なくないことを指して「これらの事例も給食調理作業に含まれる手指への過重負荷が公務上認定の理由となったものと推認され、手指への力学的負荷が変形性手指関節症の発症原因となりうることは労災補償行政の運用上も承認されているものと考えられる。」としたダメ押しの一文には裁判所の本音が表現されている。「何をごちゃごちゃ言っているんだ」。

## 内在危険はあるのか？

力学的負荷が指曲がり症の原因となるとして、次は、給食調理業務に発症の危険は内在するの否か、という点。

判決は、①指曲がり症への力学的負荷の関与、②給食調理作業の手指への負担性、は認めるにしても、①調理員すべてに発症しない、②事務職にも一定程度発症がみられる、だから、調理員に発症したすべてを公務上とはできないので、「問題は給食調理員がいかなる公務に従事した場合に、発症した変形性手指関節症等を公務上のものと認めることができるのか」と問題を立てる。

そして、①調理作業の個々の作業は家事労働等とは異質ではないが量、質の面から全体としては同列に論じ得ないこと、②力学的負荷が発症原因とする医学的見解が否定できないこと、③事務職等と比較して発症者が有意に多いとの複数報告の存在、④経験年数や調理食数の発症への関与を示唆する中災防報告、などから「給食調理員の公務が一定程度過重になるときは、手指への力学的負荷の蓄積等により変形性手指関節症を発症させる危険を内在させるに至ると

推認することができるというべきである」との判断を示し、「発症の危険を内在させる公務」の存在を肯定した。

キーワードは「一定程度過重」「蓄積」。

指曲がり症の特徴は、発症過程、病像が慢性的で、手指関節の変形破壊など非可逆なこと、非致命的（死に至らない）なことだ。指曲がり症にとって給食調理作業は危険作業だ、暴露蓄積によって発症する、ならば、どの程度の暴露蓄積で発症するかの知見があればそれを公務上外の目安にすればいいではないか、一定以上の暴露蓄積があれば公務起因性を認めよう、というわけだ。ただし、ここでいう「過重」とは「負荷への曝露の一定以上の蓄積」を示していて、基金の「公務過重性論」の「過重」とは意味が異なっている。

## 危険が内在するに至る業務程度は？

「経験年数10年超、総調理食数2000食超」との「中災防報告の目安」に対して、原告側は、津田医師の意見書を提出し、中災防報告の内容を因果関係を定量的に評価する現代疫学的手法で分析すれば、給食調理員

### ●津田敏秀先生（岡山大学衛生学教室講師）

中央労働災害防止協会の目安を満たしている原告が認定されるのは当然のことであろう。

しかしなぜ、これが審査会から裁判に至ったのか、基金側は責任を持って、明らかにするべきである。また、審査会が審査会としての社

会的機能を果たしているかどうかについても、厳しく問い直される必要があると考える。

一方、中央労働災害防止協会の目安が医学的に妥当であるか否か、つまり現場の実態に比較して狭すぎるのではないかという問題については、今後も問われることとなるであろう。

に発症した指曲がり症はほぼ100%が給食調理業務によって発症したものと分析できることを明らかにした。

また、「10年超、2000食超」という線引きが無意味であり、もっと下のラインである「5年以下と5年超」あるいは「1000食以下と1000食超」とに二分して有症割合を比較した場合でもその差が有意であることを明らかにした。すなわち、中災防報告が作業関連性を定量的に評価しなかったために、給食調理作業が指曲がり症にとって非常に大きなリスクになっていることを表現できなかったこと、「中災防報告の目安」が恣意的であることを指摘したのだった。

判決はこうした原告の主張を「右分析の食数、経験年数を二分して有意差を判定する手法には疑問があり、これを採ることはできない」として斥けたものの、被告の「過重性基準」も前述のように認めなかった。

その上で、①上野報告が勤務年数10年以上の指曲がり症有所見者の割合が多いとしている、②中災防報告において2000食、10年より下の食数、経験年数区分においてさらに下の区分と比較して有所見者の累積割合が増加している(食数:2.3%から7.5%へ、経験年数:0%から6.8%へ)(表6、表7)、ことから、「これらによれば、2000食、10年を越えた点をもって目安とした中災防報告は

合理性を持つものといえ、少なくとも中災防報告に示された目安にまで達しているときは、相当の危険を内在させるに至っていると認めることができるものというべきである」と「中災防報告の目安」の合理性を認定した。

ここで判決が「少なくとも」と表現していることは重要だ。続けて「調査対象の母数が多くないこと、1501食から2000食、6年から10年の各過程において有所見割合が増加していることからすれば、2001食、11年といった数値は単なる目安であって勤務期間中の公務の内容を勘案して判断することを要するのは当然である」と述べた部分は、「中災防報告の目安」を満たさない場合であっても公務起因性が認められる可能性があること、機械的に適用することは適切でないことに言及したものといえる。

表6 単独校+センター総調理食数と総合所見分布

単独校+センター総調理食数	総合所見ありの割合		
1 ~ 500	0.0	0.0	(0/17)
501 ~ 1000	0.0	0.0	(0/15)
1001 ~ 1500	9.1	2.3	(1/11)
1501 ~ 2000	16.7	7.5	(4/24)
2001 ~ 2500	7.4	7.4	(2/27)
2501 ~ 3000	16.7	9.3	(4/24)
3001 ~	24.7	15.6	(20/81)

注) % 累積% (例数/全数)  
(中災防報告表F-9による)

表7 単独校+センター経験年数と総合所見分布

単独校+センター経験年数	総合所見ありの割合		
1 ~ 5	0.0	0.0	(0/27)
6 ~ 10	12.5	6.8	(4/32)
11 ~ 15	8.3	7.5	(4/48)
16 ~ 20	18.0	10.8	(9/50)
21 ~ 25	34.5	14.5	(10/29)
26 ~	30.8	15.6	(4/13)

注) % 累積% (例数/全数)  
(中災防報告表F-11による)



前に、一斉請求に対する認定の中でも「中災防報告の目安」からすると公務上相当となる事例が多数あると述べたが、この判決の趣旨を踏まえるとさらに公務上相当の幅が広がると想定される。

## 原告の指曲がり症は公務上か？

以上の基本見解を踏まえて、判決は結論へ、すなわち、個別原告の公務上外の判断へと進む。

まず、原告が従事した公務（給食調理業務）の中に、次のような手指への負担が大きい作業が具体的に存在していることを指摘した。

ア) 食材が入っていた段ボール箱の処理（開封・箱つぶし時のホッチキス、ガムテープはずし等）、イ) 食材の運搬（台車への積み卸し、冷凍食品の水槽への出し入れ等）、ウ) 下処理、上処理（食材の洗浄、切裁、冷凍鯨肉処理、洗米などの手作業等）、エ) 調理（大型木製かいを使用した攪拌等）、オ) 調理器具等（調理釜のハンドル操作や洗浄、食缶フタの開閉、食器洗浄、洗浄時の食器はがし、食器籠の収納等）、カ) 調理器具等の洗浄及び清掃（日常的な調理器具洗浄や調理室清掃、休暇中の床の簧の子など細部までの設備、器具の清掃）

その上で「給食調理員としての公務に長期間にわたって従事してきており、その中には手指への負担が大きい種々の作業が含まれていたと認められる。」と認定した。

そして、①同僚等と比較して特に軽減されていない、②従事した公務には給食調理

員の公務一般に考えられる力学的負荷が均質に含まれる、③採用以来の原告の一日あたりの調理食数は所属したセンターにおける平均調理食数を下らない、との前提的判断を示した上で、各原告の経験年数と総調理食数を「中災防報告の目安」と比較し、「これをはるかに超えるものであったのであり、原告らはその公務に従事することによって、明らかに変形性手指関節症発症の危険にさらされていたというべきである」と認定した（具体的数値は表3参照）。

また、基金が指摘した他の要因についてはいずれについても「明らかに原告らの本件発症原因が公務以外にあるとは到底いえない。」として否定した。

以上をまとめ、原告の指曲がり症が公務上であることを次のように結論した。

「右のような原告らの従事公務の性質、内容、従事期間等に照らすと、原告西田の Swan Neck 変形も含め原告らの本件疾病は原告らの公務に内在するに至った変形性手指関節症発症の危険が現実化したものである可能性は極めて高く、その間の因果関係を肯定しうる高度の蓋然性を認めるに足りる事情があるものということができるのであって、他に明らかにその原因となった要因が認められない以上、経験則上、その間の因果関係を肯定するのが相当というべきである。」

## 大阪地裁判決の示す公務上外基準

さて、堺市のケースを含めて、判決で示された指曲がり症の公務上外判断の基準をま

とめると次のようになるだろう。

- ①請求の診断時において、原則として「中  
災防報告の目安」を満たしている。
- ②当該労働者の平均調理食数が所属した各  
職場における同僚のそれを下回らない。
- ③明らかな他の原因がない。

給食調理作業が指曲がり症にとって危険  
職種であることを認定し、これを前提にし  
て、平均的労働をこなしてきた労働者で  
あって、労働負荷の一定の蓄積曝露があれ  
ばこれを公務上として認定するという見解  
である。

これによって認定の幅は拡大するとはい  
え、残されている問題は決して小さくない。

## 「中災防報告の目安」

まず、一定の労働負荷の蓄積の目安とし  
て「中災防報告の目安」を基本としているこ  
とが基本的に誤っている。

前に述べたように原告側の主張を判決は  
評価しなかった。しかし、これは裁判所が原  
告側の主張を理解できなかったか、意図的  
に無視したためだ。繰り返しになるが、中災  
防報告は給食調理員の指曲がり症がほぼ1  
00%給食調理作業によるものであること  
を示している。したがって、「中災防報告の  
目安」に科学的妥当性はなく、それ以下の労  
働負荷への曝露による指曲がり症も公務上  
として何ら問題はない。

原告側は中災防報告の不十分点を実証す  
るために中災防報告の原データの提出を基  
金に求めた。しかし、予想通り基金はまっ  
たく消極的であった。裁判所から中災防への

送付嘱託が行われたが、中災防も守秘義務  
を盾にとって提出を拒否した。裁判所から  
の再度の要請に対して「この内容でなら、こ  
れだけの料金で出せる」と回答してきた。し  
かし、示されたサンプルではデータを分析  
することができないことは一目瞭然、しか  
も法外に高い見積料金を提示してきたの  
だった。

原告側は津田医師の証言には不可欠であ  
るとして原データの提出をねばり強く主張  
していたが、この中災防の回答を前にして  
断念せざるを得なかった。

証拠活動が被告基金側の半ば妨害によっ  
て制限されたにもかかわらず、中災防報告  
に関する原告側の主張を一方向的に「疑問が  
ある」と決めつけた判決は公正さを著しく  
欠いているばかりか、「中災防報告の目安」  
を安易に容認するという誤りを犯したの  
だった。

次に、給食職場の実態から考えると「中災  
防報告の目安」が認定への足かせになる危  
険性があることだ。

すでに述べたように「中災防報告の目安」  
に達していない場合についても、判決は「単  
なる目安」と評して、認定への道を開いては  
いるようだ。

しかし、①平均調理食数が近年減少傾向  
にあるので食数からみた労働負荷の年あた  
りの値は数値的に低いものになってしまう  
こと、②米飯導入、献立の工夫、磁器食器の  
導入など給食が質的に変化してきているこ  
と、などから学校給食調理員に対する公務  
上外の認定に「中災防報告の目安」を用い  
ると被災労働者にとっては不利になる可能性

が高い。

「中災防報告の目安」は、『経験年数10年超であって、「かつ」、総調理食数2000食超』なので、条件のかけ算になっている。どちらか一方を満たしてもだめなわけで、これでは近年の状況に対応しきれないだろうと考えられる。

三つ目は、中災防報告が学校給食を主体としているため病院、保育所などの福祉施設等の給食調理員の公務外判断に「中災防報告の目安」をあてはめることが不適切であることだ。これは当初から指摘されている問題であって、現に、これまでの認定申請においては食数の単純比較がおこなわれ公務外とされた被災労働者が多数存在している。こうした職場においても指曲がり症が多発していることが知られているが、大阪地裁判決の内容をもっては、公災認定にあたって被災労働者側に未だ過大な立証責任が課せられる状況に大きな変化は期待できまい。

## 平均的労働負荷

大阪地裁判決は給食調理業務が指曲がり症にとって危険業務であることを認めたが、判断に当たって当該労働者が同僚に遜色のない日常的労働負荷を受けていたことを前提にしている。

しかし、危険業務であるが故に平均的労働負荷以下であったとしても発症する場合があることは十分予想されるので、こうした前提条件を課することは認定の門戸を不当に狭める可能性

がある。ただ、給食調理現場では各作業をローテーションするなどして作業者間での労働負荷の偏在は起きにくいので実際上それほど問題にならないかもしれないが。

## 指曲がり症認定の現状

先に述べたように当初の一斉申請に対する一斉認定時において90件を越す公務外認定が生じたが、各基金支部審査会に対して不服審査請求に及んだものは40件に満たなかったといわれている。そのすべては棄却された。そのうちおそらくすべてではない件数がさらに上級の不服審査機関である基金本部審査会に再審査請求に及んだが、そのすべてに棄却裁決が下された。

残された手段である公務外認定処分取消行政訴訟に及んだのは、豊中市と安来市(松江地裁)の2件だった。堺市のケースを合わせわずか3件(原告合計6名)に過ぎない。なお松江地裁は証拠調べの最中ということだ。



裁判所前で勝訴報告する大澤弁護士

このような公務外認定処分取消の取り組みと平行して、全体規模は縮小したとはいえ公災認定請求が行われ、千葉市、川崎市、奈良県、神戸市、神戸市以外の兵庫県各地、高知県において認定が勝ち取られた。

たとえば(把握できた限りで)、兵庫県(自治労兵庫県本部傘下)における取り組み状況は、神戸市が申請25名に対して公務上13名・公務外4名・未定8名、尼崎市が申請13名に対して公務上4名・公務外9名、明石市が申請2名に対して公務外2名、宝塚市が申請2名に対して公務外2名でその後不服審査で棄却、となっている。尼崎市、明石市については不服審査請求が、宝塚市については再審査請求が検討されている。川崎市では申請6名に対して公務上3名・公務外3名、うち1名が不服審査請求中だ。

基金の認定請求に対する対応は認定基準以上に制限的になっていると伝えられている(田島隆興先生のコメントも参照)。

今回の大阪地裁判決と基金の控訴断念は、過去における大量の公務外認定が実は公務上相当であったことを公に明らかにさせた。判決が今後の指曲がり症公災認定闘争の大きな武器となることは内容的にもはっきりしているの、明るい展望をもった一斉請求運動が可能な状況となったといえるだろう。

## 障害補償への不当な対応

基金は、継続している公災認定請求に対して、認定基準を使った、あるいはそれ以上の制限的な対応をとる一方で、退職者から

の障害補償請求に対して実に不当な姿勢をとっている。

ごく少数の障害認定事例を除いて、主に最初の一斉請求時の認定者から提出された多くの障害補償請求に対して、基金は検中と称して長期間決定を行わなかったが、98年11月に至り、障害補償請求者26名中9名に対して補償決定を行い(第12級1名、第14級8名)、残り17名を等級外とする、前代未聞の暴挙を行った。

自治労の度重なる要請を押し切る形で、指曲がり症に対して基金独自の障害認定基準を作成し(別掲「指曲がり症に係る障害補償決定上の考え方」)、26名全員に鑑別診断を受けさせた上での決定だった。

そもそも26名の請求者は全員が一般的な手指の障害認定基準に基づけば一定の障害等級に該当するものとして、障害補償請求に通じた主治医等が診断書を書いて障害補償を請求した方ばかりであった。

この問題の核心は、基金が一般的な障害認定のルールを逸脱しているというほぼ一点にある。

「考え方」は一目瞭然、とんでもないデタラメが書かれている。例えば、少なくとも8つも関節がやられないと疼痛すら認めなかったり、明らかな機能障害を疼痛と読みかえるなど聞いたことがないし、併合の考え方も全く無視されている。指曲がり症による重度の関節破壊では遊離骨片がみられることがあることを無視して、指曲がり症に欠損障害はないと強弁している、鑑別診断を義務づけている等々。

細かいことは抜きにして「指曲がり症が

## 指曲がり症に係る障害補償決定上の考え方

指曲がり症が公務上の災害として取り扱われる場合であっても、その増悪に関して公務との相当因果関係が認められるものであり、当該疾病自体はあくまで私病であることから、当該疾病によって障害が残存したとしても、当該残存障害が早晚生じるものである以上、当該残存障害と公務との間には相当因果関係は原則として認められない。

しかしながら、通常認められる程度を超える障害が残存すると医学的に認められる場合については、公務の一定の関与があったものと推認することが相当であることから、公務との相当因果関係が認められる余地があると判断し、以下の場合については、障害補償を行うこととする。

### (1)疼痛について

圧痛、叩打痛、運動時痛が残存しても「常時疼痛を残すもの」とは認められない。

しかしながら、以下の場合には、疼痛として障害補償を行うこととする。

- ①両手指にローレンス分類の症度3度及び4度の指節間関節が広範に存在すること。
- ②治ゆ時に同部位のいずれかに運動時痛が発生していること。
- ③治ゆ時において同部位のIP、PIP関節又はMP関節のいずれかの運動可動域が正常運動可動域の50%以上制限されていること。

のいずれをも満たす場合、障害等級第14級(準用)と決定する。

なお、「広範」とは、両手指のDIP関節の他にIP、PIP関節又はMP関節を必ず含んで8関節以上とする。

### (2)機能障害について

- ①ローレンス分類の症度3度及び4度のDIP関節が強直又はこれに近い状態にあるものは、「手指の末関節を屈伸することができなくなったもの」を適用する。
- ②ローレンス分類の症度3度及び4度のIP、PIP関節又はMP関節の可動域が正常運動可動域の50%を超えて著しく制限されている場合は、「手指の用を廃したもの」とする。  
なお、著しく制限されている場合は、治ゆ時、鑑別時において75%以上制限されている場合とする。(不可逆性を評価)
- ③ローレンス分類の症度3度及び4度のIP、PIP関節又はMP関節の可動域が治ゆ時において正常運動可動域の50%程度を上回る制限があり、鑑別診断時においても正常運動可動域の50%程度を上回る制限がある場合は重症例であるので、運動痛がなくても疼痛と評価して障害等級を決定する。

### (3)欠損障害について

欠損障害については、補償法別表において、「手指を失ったもの」、「指骨の一部を失ったもの」とされており、失ったものとは、切断したもの、離断したものをいい、一部を失ったものとは、指骨の一部を失っていることがエックス線写真において明らかであるもの又は遊離骨片が認められるものをいうことから、指曲り症の障害は、欠損障害に該当しない。

公務上の災害として取り扱われる場合であっても、その増悪に関して公務との相当因果関係が認められるものであり、当該疾病自体はあくまで私病であることから、当該疾病によって障害が残存したとしても、当該残存障害が早晚生じるものである以上、

当該残存障害と公務との間には相当因果関係は原則として認められない。」という冒頭の一節を読むだけでも十分だろう。

「あくまで私病」とは、そうなら公務災害として認定しなければいい……。にもかかわらずこうまであからさまに表現している

ということは、ここに基金の本心が表れていると考えるのが自然だろう。

すべての指曲がり症は公務外にしたい。しかし、そうはできなかつた。ならば、最後の障害補償のところだけは絶対に譲らないぞ、というわけだろうが、全く馬鹿げている。

## 指曲がり症なのに 指曲がり症でない

川崎市の学校給食調理員3名が一斉請求運動の中で公務上認定を受け、退職後、障害補償請求を地公災基金川崎市支部に行った。主治医による障害等級診断ではそれぞれ障害等級第5級、第10級、第12級とされたが、基金支部はそれぞれ、非該当、非該当、第14級と決定した。例の「考え方」に基づいたものだった。

非該当とされた方に関しては現在、不服審査請求が取り組まれている。このうち障害の重い1名については、鑑別診断あげく全身性の変形性関節症であつて指曲がり症(変形性手指関節症)ではない、別の疾病なので非該当だというのだから呆れ果てる。

デタラメな「考え方」、強制される鑑別診断、労働実態を知らない鑑別医の偏見がこうしたことを発生させる。指曲がり症という被害を受け、やっと認定されたと思ったら、今度は馬鹿な制度運用しかできない官僚から被害を受けるのではまったくたまったものではない。

以上のような指曲がり症障害補償請求への基金の不当極まる対応が続いているが、

指曲がり症の公務起因性を明確に認定した今回の判決は、これへの反撃の突破口ともなりえる。「考え方」自身が、指曲がり症が私病であることを前提にし、障害認定のルールを大きく逸脱したものである以上、これが基金の障害認定における裁量権の逸脱であり、「考え方」やそれに基づく不当に低い障害補償認定処分の違法性が断罪される日は近かろう。

## 今後の課題

以上のように、大阪地裁判決は指曲がり症の認定闘争、障害補償請求の取り組みに大きな展望を開いた。当初の自主健診に関わった経験などからも、指曲がり症の被災者の実数はこれまでの認定請求者をはるかに上回っていると考えられる。請求者の地域的偏在状況からもこれは明らかだ。実態に合わせ、指曲がり症の認定請求をもっと増やす努力がまず重要だろう。

さらに、認定請求運動を受けて進んだとされる職場改善、給食状況の変化を踏まえた、指曲がり症の疫学調査、職場実態調査が必要ではないか。「中災防報告の目安」の問題点の項で述べたように大阪地裁判決の判断内容は多くの問題点をもっており、給食調理現場に止まらない調理作業現場での積極的な疫学調査、職場実態調査によってしかこれは突破できない。

障害補償への対応からもわかるように、基金は指曲がり症問題に敵意をもっていると考えた方がいい。攻撃は最大の防御という通り、積極的な対応が求められている。

そうした調査は、指曲がり症以外の手根管症候群、頸肩腕障害などの上肢作業障害、腰痛症といった作業関連疾患を念頭においた調査であることが望ましく、職場改善活動に役立てる意味からも職場環境調査が平行して行われることが必要だろう。

指曲がり症は給食調理職場だけの問題でない。民間労働者では宮崎県のプロイラー工場における指曲がり症が労災認定されているし、過去に様々な職種での指曲がり症の発生が報告されている。指曲がり症が発生している職場ではまず例外なく上肢作業障害などの作業関連疾患も問題になっているだろう。こうした現場における取り組みもまた求められている。

判決にあたり改めて感服したのは、指曲がり症問題を提起した現場の調理員とこれを取り上げた研究者、運動として展開した自治労のすぐれた感性と着想だ。指曲がり症には疾病としてのわかりやすさがあり、疾病の特性から疫学的立証が比較的容易で結果も理解しやすいという有利さがあった。このことが被災労働者、関係者の努力とあいまって、一斉請求闘争の成功やその後の職場改善運動、ひいては今回の判決へとつながった大きな要因になったと思う。

ともあれ、これで指曲がり症闘争に新たな局面を開く可能性を手に入れたことは間違いない。

# 心とからだに優しい パソコン活用ガイド

## チェックポイント 35

**疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!**

安全で健康にコンピューターを使いこなすための  
情報や工夫・知恵を満載

[著者] 酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

[ご注文・お問い合わせ先:書店でもお求めできます]

**関西労働者安全センター**

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル #602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528



A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価]1,200円(送料別)

# 前線かろ

## オールデサント労組が 学習会 季節の繁閑と 営業職の労働時間管理

大阪—東京

ゼンセン同盟のオールデサント労働組合は、管理職組合員の研修活動として労働時間問題への取り組みを強めている。4月22日、5月12日と2回に分けて、安全衛生対策の立場から労働時間問題に焦点をあてる研修会を実施し、当センター事務局で講演を担当した。

同労働組合では、組合員の相当数を占める営業社員

の労働時間問題の取り組みに、精力を注いできたという。

季節による繁閑の落差が大きいスポーツ用品を扱う職場にあって、労働時間管理がともすればズサンになりがちだ。1年単位の变形労働時間制を採用し、労働時間や有給休暇の取得、やむを得ない振り替え休日であっても適正な管理を行うことは

当然のことだが、仕事優先の営業職の現場にあっては、十分な注意を払わないことには、形骸化されたものになってしまう。

研修会では、昨年3月の電通労働自殺判決の事例を詳しく引用しながら、变形労働時間制の採用にあたって見逃されそうな規制内容について注意を促した。また、労働時間対策は労働安全衛生対策と密接なつながりがあり、とりわけメンタルヘルス対策の取り組みともリンクして進める必要があるとした。

ユニクロ現象といわれるような業界の競争的な流れの中で、営業職労働者の労働安全衛生対策は、様々な立場からアプローチが試みられなければならないといえる状況である。

## 連合近畿労働安全衛生センター

### 8月発足へ準備進む

大阪

連合大阪で、8月予定の近畿労働安全衛生センター

発足の準備作業が進んでいる。5月17日に開催

された労災防止指導員連絡会では、大阪府下の13労働基準監督署に配置されている労働側指導員が労働安全衛生センターの役員として参画することが決定されている。また現在、連合大阪で運営されている安全衛生対策会議を安全衛生セン



ターに発展解消することも了承された。

18日には第3回労働安全衛生センター準備委員会が開催され、設立時の役員構成案が事務局から示され、概ね了承された。理事長に連合大阪の吉田功副会長（自動車総連）が就任し、副理事長には担当局である中小企業労働運動センター所長の要宏輝副会長ら4人が就任する。また、当

安全センター事務局からは、参与として西野が日常的なセンター運営に関わることとなり、労働者側の安全衛生活動の展開をめざすこととなる。

さらに、安全衛生センターの活動の一環として労働組合書記局の労働保険を対象に、労働保険事務組合の事務を処理することが決まっているが、この業務については、センター設立に

先立ち、事務組合として6月に総会を開催することになっている。8月の総会では、記念シンポジウムを開催し、労働組合としての安全衛生活動の促進を期すこととなる。

準備の議論を経ながら、設立へ向け各労働組合のイメージもできつつあり、8月発足後の取り組みが多いに期待されるところである。

## 鑄鉄スクラップ工場での 労災事件が和解

### 労災隠しに負けず補償を獲得

#### 滋賀

ペルー女性労働者のAさんが滋賀県の鉄スクラップ工場で労働災害に被災し、事業主の構内下請け社長と元請け会社に民事損害賠償を請求していた裁判が、5月30日和解解決した。

Aさんは、約8年前に来日した。片親であったので、日本で働き家計を助けるのが目的であった。外国で新しい経験をしたい、お金がたまれば大学に進学し

てコンピューターなどの技術を習得したいという若者らしい希望にあふれていた。ところが、ペルーの経済状態は悪く、送金したお金はすぐに出て行くばかりで、貯蓄するにはいらなかった。幸い彼女の仕送りで、妹の1人は進学し、専門技術を生かして就職することができたが、仕送りは続けねばならず、Aさんは在留期限を超過した状態で

何年も日本に留まって、働きつづけることとなった。やがて日本の景気が悪くなり、ただでさえ就職口が少ないうえに、在留資格の問題もあり、仕事探しに懸命になっていたとき、労災の起こったスクラップ工場の仕事が見つかったのだった。

そこで働いていた友人を訪ねたところ、すでにやめていて社長が1人で働いていた。そこで、彼女は代わりとして雇ってくれるように頼み、雇入れられた。非常に困っていたので、前任者よりかなり安い給料で、しかも寝る場所として提供されたのは、工場敷地内の

配電装置の小さな小屋であつたにもかかわらず、働き始めた。

その工場は鑄鉄のスクラップ工場で、自動車のボディ用プレス機の金型部分の鑄鉄を破砕する仕事であつた。

働き始めて2週間ほどたった99年2月15日、労災事故は起こつた。社長は、出張で不在、Aさんは1人で破砕機を使って、鑄鉄を砕く作業を行っていた。社長は、フォークリフトを扱えない彼女のために、破砕機の前に作業しなければいけない量の鑄鉄ブロックを積み上げておいた。破砕機は一見プレスのような構造で、コントローラーのボタン操作か、フットペダルで、中央の先のとがった鉄柱状の物が、台に載せた鑄鉄に下ろされ、半分には砕かれるというもの。その作業を繰り返し、鑄鉄は手のひらぐらいの大きさにまで砕かれる。

しかし、鑄鉄が割れた瞬間に大きな塊が飛来したり、凹凸の激しいものを砕くときには、手で台の中央に固定しながら砕かなければならないという、危険な作業だった。

Aさんはその日作業をはじめてまもなく、鑄鉄を手で抑えながら、フットペダル操作を行っていたときに、体制を崩し、右手指の上に機械を下ろして大けがを負った。

事故後の社長の態度もひどかった。労災であるにもかかわらず、治療費を彼女に請求し、医師が入院を勧めても、金がないと彼女を連れ帰った。また、仕事が遅れることになり損をしたとして、けがでショックを受け精神的にも体力的にもつらい状態のAさんを責めさえした。

Aさんは「社長は、日本で会った中で最も非人間的でな人物。」と言った。

Aさんには障害等級11

級の後遺症が残り、社長と元請け会社に対して損害賠償を求めて2000年3月21日に裁判を提訴した。当初、禁じられていた破砕機の作業をAさんが勝手にを行い、勝手に被災したと主張していた被告側であつたが、とうとう2度目の和解交渉で、支払いに合意した。

和解により、一定の補償は獲得できたが、事故やその後の社長の態度にたいしての謝罪があつたわけではなく、Aさんの失われた指は戻ってこない。

和解解決は喜ばしいことであるが、振り返ってみて、Aさんが労災にあつてから労災保険を請求するのに、また、わずかな和解金を得るのに費やした時間とその努力を思うと、不当なことだと強く思う。

ある労働者にとって正当な補償を得るために越えなければならないハードルは、まだまだ高いのだ。

今回は「指曲がり症」色になってしまいました。他のコーナーを楽しみにしておられる方にはお詫び申し上げます。しかし、1冊すべてを費やしただけあり、これを読めばあなたも「指曲がり症」博士、とまではいきませんが、

よく理解いただけたかと思います。

原告の方々には、心からお祝い申し上げます。また、この判決を励みに、取り組みは続きますので、今後ともご支援よろしく願いいたします。(T)

## 4月の新聞記事から

4/2 午前11時40分ごろ、神戸市兵庫区の三菱重工業神戸造船所に係留中の砂利運搬船「RB1パーシ」の浮力タンク内で、同社造船工作部の作業員と下請けの「大崎組」社長の2人が、倒れているのが発見され、まもなく死亡した。酸素濃度チェック前にタンクに入り、酸欠になったとみいる。

午後0時45分ごろ、東大阪市の有料駐車場で、造園会社事務員の女性が、カッターナイフで切りつけられ、会社資金の現金約1200万円を奪われた。

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく開示請求の受け付けが全国1776万カ所の情報公開窓口で始まった。

4/4 午後0時20分ごろ、島根県佐田町の県道のトンネル掘削工事現場で大型ダンプカー（20トン）が炎上、トンネル内にいた作業員7人の内5人が煙を吸って病院へ。

4/5 午後6時15分ごろ、大阪市北区のJR梅田貨物駅構内で、コンテナの積荷を点検していた運送会社作業員が、隣のレールに入ってきた貨物列車に巻き込まれ、全身を強く打って死亡した。

4/6 人事院の国家公務員死因調査で、1999年度中に在職中に死亡した国家公務員は972人で、内自殺が初めて2位138人となった。1位はがんで450人（46.3%）2位自殺（14.2%）心臓病112人（11.5%）。

4/7 午前2時50分ごろ、沖縄県金武町の国道329号で米海兵隊員の運転する車が対向車線に入り、縁石にぶつかった後タクシーに衝突。タクシー運転手が顔に1週間のけがを負った。

4/10 タクシー会社「茨城高槻交通」の男性運転手が勤務中、急性心筋梗塞で死亡したのは過労が原因として、遺族が同社と社長に約9650万円の損害賠償を求める訴訟を、大阪地裁に起こした。死亡した99年3月までの3ヶ月に休日は3日だけで、24時間以上の勤務が32回あった。

4/13 連合大阪ハートフルユニオンは「ミネベア」京都製作所が閉鎖するのに伴い、同製作所で働くインドネシア人技能実習生ら40人による労働組合を結成した。

4/14 日本産業衛生学会は、じん肺の原因物質のケイ酸について、発がん物質分類で最上位の「人間に対して発がん性のある物質」に分類した。1年間、学会の意見を求め正式決定する。

午後1時10分ごろ、東京都大田区の住宅工事現場で、クレーン車が横転、建設中の住宅の骨組みが崩れ、木材にあたった作業員5人が重軽傷を負った。

4/17 新宿労働基準監督署と中央労働基準監督者は、JR山手線新大久保駅でホームから転落した男性を助けようとして亡くなった韓国人留学生とカメラマンについて労災保険の支給を決定した。監督署は、「自宅と勤務先の通勤経路から逸脱しておらず、通勤を中断する意思はなく、通勤災害の要件を満たしている」と判断した。

岐阜市の路上で99年11月に、勤務中のタクシー運転手が刺殺された事件で、岐阜労働基準監督署は「事件に個人的事情は介在していなかった」と判断し、遺族の申請に基づき労災認定した。未解決の殺人事件での労災認定はめずらしい。

4/20 トンネル工事でじん肺になったとして、熊本県内の元建設作業員らが大手ゼネコンなどを相手取り、損害賠償を求めた第一次熊本トンネルじん肺訴訟は、損害の確定が遅れた1人を除いて14人に総額約2億2000万円を支払うこと、熊本地裁で和解が成立した。

4/23 「ジェー・シー・オー（JCO）」東海事業所の臨界事故をめぐる、JCOや同所長らが業務上過失致死、原子炉等規制法違反、労働安全衛生法違反に問われる第1回公判が、水戸地裁で開かれ、検察側の冒頭陳述が行われた。JCOに国の認可直後から違法作業が行われ、違法な装置を故意に隠すなどしたことを述べたが、国の安全審査や検査への言及はなかった。

4/24 自民党総裁選で、小泉潤一郎氏が第20代総裁に選出された。

4/27 水俣病の被害を拡大した行政責任を問う「水俣病関西訴訟」の控訴審判決が、大阪高裁であり、「国と県は判断、認定を誤り、措置が遅れた。排水規制をしていれば、被害拡大は防げた」との判断を下し、国、県、チツソに対して、患者に総額3億1950万円の支払いを命じた。

4/28 北大阪労働基準監督署は、1998年8月に関西医科大学（守口市）の耳鼻咽喉科勤務の研修医が、急性心筋梗塞で死亡した問題で、勤務先と当時の学長、事務部長を労働基準法違反の疑いで大阪地検に書類送検した。研修医の父親が告訴していた。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!  
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super	グレー・ブルー	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
		Relief	- (サト)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。  
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259